

岐阜県教職員組合

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年11月11日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教職員課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合委員長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

### 1 人事評価制度について

要 望 事 項	回 答
(1) <b>【文書回答】</b> 評価を全員に通知しない、適切なアドバイスをしないなど、人事評価の運用に不適切な事例があります。管理職を指導してください。	人事評価について毎年管理職に対し研修を実施し、評価の目的や実施方法について徹底しております。また、結果についても全職員へ通知を行うとともにフォローアップのための面談も実施するよう周知しております。不適切な事例がある学校につきましては個別に対応いたしますのでご連絡ください。 なお、各学校における目標は、県全体の方針や目標を踏まえて各学校の実態に即して定める必要があり、それと同様に各職員の目標も各学校の目標を理解した上で定める必要があります。各学校の目標と相反する目標を定めている場合には見直しを求められることもあることにはご留意下さい。
(2) <b>【文書回答】</b> 制度の目的やしぐみ、運用について管理職が正しく理解するように、毎年研修をおこなうこと。教職員全体にも毎年周知させるようにすること。特に、管理職が教職員に無理な目標を強制したり、管理職の教育観や指導法を強制するようなことがないようにすること。	
(3) <b>【文書回答】</b> 全教職員に評価が必ず通知されるとともに、適切な助言・アドバイスがなされるようにすること。	

### 2 労働条件の改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 長時間勤務縮減（多忙化解消）のため「働き方改革2020」に関連し、以下の要望をします。	
<b>【重点】</b> ①1年単位の变形労働時間制は導入しないこと。各学校や市町村への意向調査の前に交渉をもつこと。	1年単位の变形労働制については、各学校の状況や市町村の意見等も踏まえながら、その導入について検討してまいります。
②学校休業日を含む勤務時間を正確に把握し、月別平均勤務時間外在校等時間、45時間/月超えの人数、80時間/月超えの人数などを、学校ごとに教職員に示すようにすること。	教職員の勤務実態については出退勤システム「勤次郎」により集計しております。また、県立高等学校全体および特別支援学校全体の結果を、校長会において示しております。 各学校における勤務実態の職員への周知については、現在は各学校に委ねているところですが、教育活動の見直しを進めていくためにも、より積極的な職員への周知について、各学校に指導してまいります。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p><b>【重点】</b> ③勤務時間の正確な把握の目的は業務見直しのためであることを管理職に周知し、「上限45時間」や出退勤時刻の厳守だけを強要しないこと。</p>	<p>教職員の時間外勤務の縮減等、勤務環境の改善につきましては、管理職のみならず、全ての教職員が現在の勤務体制や課題について考えていただき、改善していく大変重要な課題であります。</p> <p>様々な観点において校長会等で引き続き周知をしておりますが、「持ち帰り仕事」や「休憩時間の勤務」といった勤務状況がおきないように、これまであたり前に行ってきたことを含め、各学校において学校教育活動を聖域なく見直しをしていく必要があります。ご協力をお願いします。</p> <p>また、勤務時間制度については、今年度4月1日に「県立学校教員の勤務時間制度の運用に関する要領」を定め各学校で運用していただいております。教職員一人一人に合わせた振替等を検討していただき、実施していただくよう引き続き周知してまいります。</p>
<p><b>【重点】</b> ④教職員の時間外勤務に対する責任は管理職にあることを明確にし、該当者の個人的問題に矮小化することのないよう、管理職を指導すること。</p>	
<p>⑤時間外在校等時間の把握にあたっては、以下のように対応・周知すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア いわゆる「持ち帰り仕事」も加えること</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 休憩時間に勤務している場合は、勤務時間に加えること</p>	
<p><b>【重点】</b> ⑥勤務時間制度（勤務時間のスライド、週休日の振替、4週間単位の変形労働時間制）が確実に実施されるように、校内の体制を整えとともに、業務を削減するよう学校に指示すること。</p>	
<p>⑦勤務時間外の公務のオンライン会議について割振りの対象とすること。</p>	<p>勤務時間外に校務のオンライン会議がある場合には、勤務時間のスライド等、勤務時間制度の運用により対応願います。</p>
<p><b>【重点】</b> ⑧「標準的な職務の明確化」（7/17文科省）において示された【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】は教諭等の業務から外し、必要な人員を配</p>	<p>今年度は「業務アシスタント」を各学校に700時間、「部活動指導員」を全ての高等学校へ配置をいたしました。</p> <p>来年度においても、今年度と同程度の人材が配置できるよう、現在、調整を行っているところですが、一方で、それのみで解決できる問題ではありません。</p> <p>管理職を含めた全ての教職員が現在の教育活動について聖域なく見直しを続けていくことが大切であると考えております。ご協力をお願いします。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
置・増員すること。【基本的には学校以外が担うべき業務】は命じないこと。	
<p>【文書回答】</p> <p>⑨【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】【基本的には学校以外が担うべき業務】について、従来のように教職員が担う場合は、在校等時間を把握する際に該当する時間を差し引かないこと。</p>	
⑩長時間勤務解消のために、業務削減・行事精選等を検討する際には、教職員の意見をきき、実態に合った方法をとるよう各学校を指導すること。	<p>学校における業務の見直しを進めるにあたっては、自校の業務について、全ての教員に主体性を持って考えていただくことが必要であると考えております。</p> <p>このため、県立学校では、毎年5月に行っている「働きやすい職場づくり」に向けた取組において、職場内で業務改善等について意見交換を行う機会を設けるなどしているところです。</p> <p>今後も、こうした機会等を通して、各学校の実情に応じた業務改善が進むよう促してまいります。</p>
<p>【重点】</p> <p>⑪土曜補習や平日の勤務時間外にまで及ぶ補習をおこなわないよう指導すること。（いわゆる進学校でローテーションが生まれ、実質上勤務が命じられている）</p>	<p>土曜補習や平日の勤務時間外の補習については、各学校が自校の教育目標達成のために計画しているものと考えております。</p> <p>ただし、web会議室やICT機器等を活用して複数校で補習することについても前向きに検討するよう各校に呼びかけ、働き方改革を推進してまいります。</p> <p>進学校の状況も把握しつつ、各学校の実情に応じた補習が計画されるよう、今後も注視していきます。</p>
⑫特別支援学校で45分間の休憩（昼休み）が確保されていないことへの対応策を示すこと。	<p>特別支援学校の校長会等を通して、教職員が休憩時間を確実に取得できるよう、校内の体制整備等に取り組むように周知しているところです。</p> <p>引き続き、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう、校長会等で指導してまいります。</p> <p>また、各学校に対しては、教育課程の見直し等により教員の持ち時間数を軽減し、空き時間を確保することについても依頼しているところです。</p>
⑬過重な業務・分掌が一部の教職員に偏らないよう、適正に配置・決定されるよう管理職を指導すること。	<p>業務の平準化は働き方改革を進める上で非常に重要な課題であり、「勤次郎」等により把握した勤務状況により必要に応じて年度途中においても事務分掌を見直すよう各学校に周知しているところです。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>⑭校務用パソコン・タブレット等 ICT 関連機器の管理のための人員を配置し、更新・補修は外部に委託すること。</p>	<p>各学校における ICT 関連の業務の増加に対し、そのサポート等については現在検討を進めているところです。</p> <p>校務用パソコンについては、従来の年次更新作業等行わなくてもできるように改善を進めてきたところです。データセンターのヘルプサポートデスクにて技術的な問題解決をサポートしておりますので、引き続きご利用ください。</p> <p>今年度整備する1人1台タブレットについては、整備時及び管理替え時においての設定作業を不要とすることで、情報管理担当者の負担軽減を図ります。また整備台数が多い高校においては令和3年1月よりタブレット専用のヘルプデスクを設置し、修理受付及び修理完了後の初期化作業までを業務委託し、タブレットに詳しくない職員が管理担当となることが可能となります。特別支援学校のタブレットについては従来どおりのデータセンターヘルプサポートデスクにて技術的な支援を行います。</p>
<p>⑮今年度新たに始まった学校業務、教職員をサポートする職員の配置があれば教えてください。また、来年度新たに始まる職員の配置や、現在ある職員の人数を変更する予定があれば教えてください。</p>	<p>校務補助員は、教員はもとより学校全般の運営支援を主な業務として雇用するもので、併せて県教育委員会の障害者雇用の促進を目的に、その増員を進めてきました。本年度は6月1日現在で高等学校・特別支援学校に計79人を任用したところであり、引き続き、学校現場と協力して、学校運営の充実化に資する人材確保に努めていきます。</p> <p>今年度、「業務アシスタント」について昨年度の実績を踏まえ、各学校525時間から700時間へ175時間、「部活動指導員」については10校15名の配置から全ての学校への配置と拡充いたしました。これらの施策については各学校からの要望も強いことから、その効果を踏まえて、今後も検討していきます。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは全教育事務所に、スクールカウンセラーは全中学校区、公立高等学校、特別支援学校及び岐阜県総合教育センター等に配置し、学校における教育相談体制の強化に努めています。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの専門性確保のため、スーパーバイザー等を設置し、業務指導等を受けられる体制をとっています。</p> <p>令和元年度まで中学校の重点校区に配置していたスクール相談員に加え、今年度からは、特に相談ニーズが高い高校・特支学校に厳選しスクール相談員を配置しました。</p> <p>また、平成29年4月より、学校安全課に暴力行為等の発生件数が多い学校の要請に対応する暴力行為等防止支援員を3名配置、令和元年4月より1名追加し4名配置しました。</p> <p>来年度は、更なる増員について検討を進めています。</p> <p>企業に対して、障がいのある生徒の雇用に関する理解啓発、相談、助言等を行う就労支援地域コーディネーターを、岐阜清流高等特別支援学校と西濃高等特別支援学校に各1名配置しています。さらに、令和元年度から、就労支援の拠点校としての役割</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
	<p>を担い、各地域の高等特別支援学校や特別支援学校高等部に就労支援に関する情報提供や助言を行う人材として、岐阜清流高等特別支援学校に就労支援統括コーディネーターを配置しました。今後は、高等特別支援学校機能の整備に合わせて、各地域に就労支援コーディネーターを配置していく予定でいます。</p> <p>高等学校の特別支援教育支援員につきましては、現在、のべ24校に配置しておりますが、各校より「生徒への支援の充実、教員の負担軽減などにつながり大変有効である」といった声をいただいています。今後も、各高等学校からのニーズに応じて、特別支援教育支援員の確保に向けた予算要求をまいります。</p> <p>今年度から、県内各圏域に、特別支援学校就労支援オフィスを設置しました。各オフィスでは、就労支援オフィススタッフとして雇用された特別支援学校の卒業生等が、支援員の指導のもと、公立学校等から依頼された業務に従事しながら、一般就労に必要な能力や態度を養っています。就労支援オフィススタッフは、学校等において、清掃、物品整理、校内消毒等の補助作業を行っています。</p>
⑩多くの外国人児童生徒が在籍している特別支援学校に対して、外国人児童生徒適応指導員をいっそう充実すること。	<p>外国人児童生徒適応指導員については、各県立高等学校及び特別支援学校における日本語指導を必要とする児童生徒数や当該児童生徒の状況を踏まえて配置しており、今年度の外国人児童生徒適応指導員の人数は、昨年度の12人から13人に増員しております。</p> <p>今後も、日本語指導が必要な児童生徒の状況に応じて適切に外国人児童生徒適応指導員の配置ができるように努めていきます。</p>
⑪県立学校の教育課程講習会を1日にすること。	<p>教育課程講習会については、その趣旨に基づいて、現在、新高等学校学習指導要領の改訂内容の伝達、授業改善に関連した事例発表及び実践交流等を実施しています。今年度はコロナ対策として、対象を免許更新講習受講希望者のみに限定して実施したことを踏まえ、今後は、新学習指導要領の周知・徹底のための講習会の運用等を再考し、高教研の各部会とも連携して、講習会の日数を原則1日とする方向で検討していきます。</p>
⑫県主催の研修・会議について、負担軽減のためにできる限りオンラインでおこなうこと。	<p>今年度は、コロナ対策として、ほとんどの会議においてオンラインで実施しているところですが、今後も、集合して実施する必要があるか、オンラインで実施可能か、十分検討の上、開催方法について決定していきます。</p> <p>集合型、Web型、オンデマンド型の研修について、それぞれに利点があるため、研修のねらいと内容を明確にした上で、効果的な研修方法の在り方を検討していきます。</p>
⑬高等学校教育研究会、岐阜県小中学校教育研究会は自主的な参加が原則となってい	<p>自主的な研究団体である小中教育研究会及び高等学校教育研究会については、当該教育研究会に要望をお伝えください。会計処理についても、当該教育研究会に要望をお伝えください。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>ることを周知すること。</p> <p>ア 学校組織・管理職を通して会費を徴収することをやめ、強制参加と誤解されないよう指導すること。</p> <p>イ 関係教職員の負担の軽減など研修のあり方全体の改善を教育委員会としてイニシアチブをとってすすめること。</p>	<p>研修や会議等のあり方については、今後も内容の精選や効率化が図られるよう連携に努めてまいります。</p> <p>なお、会の参加については強制参加ではなく自主的参加が原則であることを周知してまいります。</p>
(2)	<p>年次有給休暇や特別休暇を取得しやすくするために、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。</p>
<p><b>【文書回答】</b></p> <p>①「健康管理の日」が趣旨に沿って正しく運用されるよう、管理職や事務職員に周知徹底すること。（いわゆる「人間ドックに関わる特休」と明確に区別することを周知すること）</p>	<p>健康管理の日は、「厚生計画参加」を理由とした特別休暇であり、健康管理に関する実践に努めるよう通知がなされております。</p> <p>「健康管理の日」は誕生日とすることが望ましいとしているところを、教員に対しては、児童生徒の教育に支障のないように、年間を通じて授業に支障のない適当な日を選び「健康管理の日」として取得できるよう配慮されています。</p> <p>休暇の趣旨を理解し、適切に活用できるよう、機会を捉えて周知に努めます。</p>
<p>②育児や介護に関する休暇・休業制度の活用がすすむように周知するとともに、必要となる代替職員を確保すること。</p>	<p>職員の育児休業や介護休暇、介護時間等の取扱いについて、今後も校長会等で周知してまいります。なお、その代替については休業の期間等に応じて常勤講師や会計年度任用職員などで個々に対応しています。</p>
<p>③男性教職員の育休取得率の向上をはかる方策を立てること。</p>	<p>男性の育児休業については、令和2年7月22日付教総第186号教職第320号『『岐阜県教育員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画』にかかる男性の育児参加等の特別休暇及び男性の育児休業の取得促進について』で通知をしているところです。また、令和2年10月19日付教総第340号教職610号「男性職員の育児参加プランの提出について」を通知し、男性の育児参加に伴う制度を理解してもらうとともに、育児参加プランの報告書および実績報告書を提出していただいております。</p>
(3)	<p>教職員の病休・休職に関して、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。</p>
<p>①研究授業などに関して指導教官や複数の主事・主任から過度の指導が入ることで、大きな負担とストレスが教員にかからないようにすること。また、若い教職員に対しベテラン層が助手のように扱うことのないようにすること。</p>	<p>県教育委員会では、全教職員がハラスメントに関する正しい認識を持ち、自ら防止に努め、また身近で生じている異変に気づくことができるよう、11月に、ハラスメントの具体例を記した資料を用いた職場研修や、啓発リーフレットの配布を行い、ハラスメントに対する意識の向上を図っているところです。</p> <p>小中学校教員の服務監督を行う市町村教育委員会にも、こうした県の取組みを紹介し、改善を促してまいります。</p>



## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
②条件付き任用者（新規採用者）の病休を、国家公務員に準じて「療養に必要な期間」とするとともに、自己都合退職に追い込まないようにすること。	教職員独自の休暇制度の新設又は拡大については、慎重な検討が必要であり、知事部局の動向も踏まえて対応していくこととなります。
③条件付き任用者（新規採用者）が正式に任用される判断を、勤務実態日数に変更すること。	条件付採用者の正式採用については地方公務員法第22条により運用しており、その条文に「その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用」とあり勤務評価により判断しており、勤務実態日数に変更することは困難です。
④病休や休職を必要とする教職員が、しっかり休めるような条件整備をおこない、管理職が個々に適した配慮をおこなうこと。  ⑤教職員の病休・休職の実態を分析し、教職員が病休・休職とならないような手だてを講ずること。	学校における管理職との面談において教職員一人一人の状況を常に把握し的確な配慮を行うとともに、病気休暇や休職の代替講師（常勤・非常勤）の対応等、今後も体制整備を促してまいります。
⑥精神疾患や過労による病休者が出た場合には、管理職が適切な対応をとっていたかを県教委が調査し、適切な対応がなされていない場合は、相応の処分をおこなうこと。	労務管理に関し、校長は、所属長として、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならないこと、また主任安全衛生管理者として、職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関する業務を統括管理することが、労働安全衛生法に基づき、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」で定められています。 こうした職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合は、教育委員会において必要な調査を行い、厳正に対処します。
⑦教職員の精神疾患による病気休職者の割合が下がらないことや、教職員の勤務の特殊性を考慮し、精神疾患による病気休暇については年間180日を確保できるしくみをつくること。	教職員独自の休暇制度の新設又は拡大については、慎重な検討が必要であり、知事部局の動向も踏まえて対応していくこととなります。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

### 3 教員採用試験・免許更新・定年延長について

要 望 事 項	回 答
(1) 教員採用試験について、以下の要望をします。	
①感染症によって当日受験できなかった者に対して、追試験の機会をつくること。	評価の公平性等の観点から今年度は実施しませんでした。来年度の実施方針については今後検討してまいります。
②任期付採用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員が勤務日に受験する場合は、職専免とすること。	各種採用試験については、職務に専念する義務の特例に関する条例や規則に該当しないため職専免とすることはできません。
③出願方法、試験内容の変更がある場合、受験生に不安を与えぬよう、改正点を丁寧に説明した要項を作成したうえで公表すること。	教員採用試験においての変更内容については、選考の概要や変更点をまとめたものおよび説明動画をHPに掲載しております。来年度以降も変更点等の情報発信に努めてまいります。
④臨時的任用職員の経験が正当に評価される試験とすること。	全ての受験生にとって公平な選考試験となるよう実施してまいります。
⑤他県から赴任する初任者の内示は、赴任先となる地区だけでも早い時期に本人に伝えること。	初任者の内示については、従前に比べ時期が早くなっております。なお、配置については、全体の人事異動に伴っているため、他県からの赴任者に限定した早期の連絡は難しい状況にあります。
(2) 教員免許更新制度を廃止するように国に要望してください。	教育職員免許法に基づく制度であり、県教育委員会としては、引き続き円滑な実施に努めます。 なお、今年度も免許更新の弾力的な取扱いなど制度の見直しに係る国要望望を行うとともに、10月15日の中教審部会において制度改善に関する要望を行ったところです。
(3) 教員免許更新制を継続する場合、以下の要望をします。	
①更新期限の弾力化を図ること。	教育職員免許法に基づく制度であり、県教育委員会としては、引き続き円滑な実施に努めます。 なお、今年度も免許更新の弾力的な取扱いなど制度の見直しに係る国要望望を行うとともに、10月15日の中教審部会において制度改善に関する要望を行ったところです。
②非正規教員の免許更新は、非正規教員として任用された年のうちにおこなえばよいように、文科省に要望すること。	教育職員免許法に基づく制度であり、県教育委員会としては、引き続き円滑な実施に努めます。 なお、免許未更新者がすみやかに免許更新を行う意見を有している場合には臨時免許の授与を行っております。また、授与に係る要件が厳格であることからその緩和を国に要望しております。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合（令和2年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
③センター研修との共通化を一層すすめること。	研修を免許更新講習とする場合、6時間以上を開講することが求められるなど、文部科学省の認定を受けるには幾つかの条件があります。今後、国が免許更新講習についての条件を緩和するなどの整備が整えば、免許更新講習の対象とする研修を実施できるように検討を進めていきます。その場合、研修内容については、学校や社会のニーズに応じた講義を取り入れながら、開講できるように努めます。
【文書回答】 ④60歳以降の免許更新を免除するように国に要望してください。	教育職員免許更新制は、教員が定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的としており、その制度の趣旨から、年齢による一律の免除は困難であると考えます。その一方で、国が進める「教員の働き方改革」の一環として、学校現場における教員不足への対策として、「臨時免許状」の弾力的な運用についての検討が行われており、その動向を注視したうえで、必要な対応を行っていきます。 なお、臨時免許状の授与申請に関する審査実務においては、任用校等における有資格者確保のための努力や、候補者の更新や普通免取得努力について、実状等に応じて柔軟に評価することとしています。 また、国に対して、授与要件の緩和を要望しています。
(4) 定年延長の検討にあたっては、延長された期間の給与が現在の60歳給与より引き下げとならないように、国に要望してください。	定年延長の制度設計にあたっては、国の今後の動向を注視してまいります。 なお、昨年度、国に対して60歳超職員の給与を引き下げないように意見を提出したところです。